

仙台市 教職員の働き方改革取組指針

～一日あたり10分の業務内容の削減をめざして～

1 はじめに

仙台市教育委員会では、教職員が自らのワーク・ライフ・バランスを確保しながら資質・能力の向上を図り、児童生徒に対してよりよい教育活動が行えるよう、学校における働き方改革を推進してきた。

令和2年3月に「仙台市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を改正し、正規の勤務時間以外の在校等時間の上限を設けるとともに、独自に年次有給休暇の年間取得日数の目標も定めてきた。また、教育委員会各課公所で掲げた92項目に亘る働き方改革に関する施策に取り組むとともに、学校における働き方改革を進めるための取組事例を取りまとめ、各学校に周知し、積極的な活用を呼び掛けるなど、教職員の働き方や職場環境の改善に取り組んできたところである。

2 仙台市のこれまでの取組

取組	実施内容
電話自動音声案内の活用	令和2年8月より、勤務時間外の電話自動音声案内を市立学校全校において導入。
タイムカードの導入	教職員の労働時間を正確に把握するため、令和元年7月より全市立学校にタイムカードを導入。
学校給食費の公会計化	令和元年度より、学校給食費を市の予算に計上して管理する「公会計」に移行。
校務支援システムの活用	平成30年度より、すべての小中学校で、児童生徒に関する情報を一元管理し、成績処理や通信票、指導要録作成等の校務処理を効率的に行うことのできる校務支援システムの運用を開始。令和4年度からは高等学校でも運用開始。
夏季学校閉庁日の実施	平成29年度より、夏季休業中の指定日に学校の全職員が一斉に休暇を取得する、又は、週休日・休日勤務の振替えを行うことにより、学校を開かない「夏季学校閉庁日」を実施。

取組	実施内容
時間外在校等時間の上限設定	令和2年3月に「仙台市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を改正し、月45時間、年360時間以内という勤務時間外の在校等時間の上限目標を設定。
学校における人員体制の充実	教科担任や少人数指導など教員数の充実に努めるとともに、教員支援体制の構築のため、部活動指導員やICT支援員、スクールロイヤーなど様々な分野で専門人材の活用。
少人数学級の推進	中学校は令和元年度より、全学年で、小学校では令和4年度には第1学年から第4学年で35人以下学級を実施。
家庭や地域社会との連携	コミュニティ・スクールやPTA活動の場を活用した意見交換や学校の教育活動への参画を促す等の連携を推進。
教育委員会内の関係各課の連携	関係各課による「多忙化解消プロジェクト会議」を開催し、発出文書や事業の精選、研修内容の集約等を推進。
92の取組	教育委員会の各課公所が、学校の業務負担の軽減にむけて行っている取組をまとめ、学校へ周知。
働き方改革好事例集の周知	各校の働き方改革の取組の参考となるように、働き方改革の好事例集を学校へ周知。

3 教職員の現状と学校の課題

(1) 教職員の現状

正規の勤務時間以外の平均在校等時間

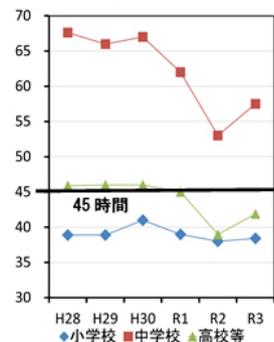
月の平均時間・・・45.9時間(令和3年度)

年間の平均時間

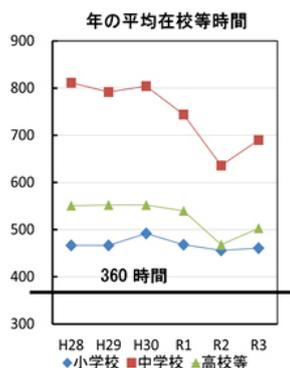
・・・551.2時間(令和3年度)

平成28年度から令和3年度における正規の勤務時間以外の月平均在校等時間は、減少傾向にあるが、中学校では目標である45時間を上回っており、また、年間平均在校

月の平均在校等時間



等時間は、どの校種においても目標である360時間を超えている状況が見られる。



(2) 学校の課題

社会の急激な変化の中で、教育内容や学校の役割も複雑化・多様化し、「個に応じた支援」、「いじめ防止対策・不登校支援」、「防災教育」や「感染症対策」など、様々な対応が求められている。このような中で、教職員が授業の準備等に向き合える時間の確保が難しくなったり、休暇を取得することに遠慮がちになったりしている現状が見られる。また、育児や介護等を抱える教職員の働きやすい環境づくりや、増加する若手教員の育成・支援の時間の確保など様々な課題への対応も必要になっている。

4 教職員の働き方改革取組指針の策定

教職員の現状や学校の課題に対応するため、これまで実施してきた働き方改革を進めるための「92の取組」を精選し、今後3年間で重点的に取り組む対策を取りまとめるとともに、達成すべき数値目標を盛り込んだ働き方改革取組指針を策定し、学校と連携しながら取組を進めることとした。

(1) 目的

教職員一人ひとりの「ワーク・ライフ・バランス」の実現と、効果的な教育活動を実践し子どもたちのよりよい成長を目指すために、学校の働きやすい職場環境づくりや業務負担の軽減を図ること。

(2) 基本方針

【教育委員会】

- ①教育委員会各課・公所による業務内容の整理と改善
 - ・持続可能な学校指導・運営体制の構築
 - ・「チームとしての学校」の機能強化・環境整備
 - ・新たな時代の働き方に向けたICTの活用
 - ・働きやすい職場環境づくり
- ②取組指針の検証と見直し

【学校】

- ①業務量の減少に向けた工夫
- ②積極的に年休が取れる環境づくり
- ③「学校における働き方改革を進めるための取組」事例集などを参考とした業務負担の軽減の検討・実践

《業務内容の整理と改善のための4つの視点》

【視点1】

持続可能な学校指導・運営体制の構築

学校教育を維持、向上させ持続可能なものとするため、「子どもたちのためであれば長時間勤務も良しとする」働き方を見直し、教師が担う業務の明確化・適正化を図るなど、効率的かつ効果的な教育活動が行える運営体制を整える。

【視点2】

「チームとしての学校」の機能強化・環境整備

多様化・複雑化する学校の諸課題に対して、専門性のあるスタッフや、地域・保護者の協力を得ながら、多種多様なニーズがある子どもたちに対応していくことができる環境づくりを行う。

【視点3】

新たな時代の働き方に向けたICTの活用

保護者からの欠席連絡、研修・会議の持ち方、各種調査の実施方法など、学校に整備されているICT環境を最大限に活用し、業務の効率化を図ることで、時間的、精神的にゆとりを持ちながら、必要な業務に専念できる環境を整える。

【視点4】

働きやすい職場環境づくり(職場風土の改善と意識改革)

これまでの慣習にとらわれることなく、教職員一人ひとりがメンタルヘルスを意識するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を図れるよう意識改革を進め、情熱とやりがいを持ちながら働き続けられる環境づくりを行う。

(3) 目標

【目標1】

正規の勤務時間以外の在校等時間を3年間で一人あたり1か月平均10時間の減少、年間平均120時間減少（令和3年度比）

一日あたり前年度比10分の業務内容を削減することを目指します。

【目標2】

教職員の年次有給休暇の取得日数の増加

全校種で、一年間の年次有給休暇の平均取得日数12日以上を毎年目指します。

(4) 教育委員会の重点施策

【視点1】

持続可能な学校指導・運営体制の構築

①教諭等の業務の整理と改善

- ・本市における教諭等の業務内容を「学校以外が担うべき業務」「必ずしも教員が担う必要のない業務」「教員の業務だが、負担軽減が可能な業務」の仕分けを行い、教員の業務をより明確にする。

②教頭業務の整理と改善

- ・教頭の業務内容を整理し「教頭がすべきこと」「教頭でなくてもできること」を明確にする。
- ・「教頭の働き方改革」を推進し、正規の勤務時間以外における在校等時間の縮減を目指す。

③事務負担を軽減する視点から業務内容を検証する取組

- ・学校や教育委員会それぞれが、業務内容を検証し、簡略化や効率化に向けて、手順・様式・頻度・時期・役割などの見直しを行い、日常的な学校事務負担の軽減を図る。

④部活動指導員の配置校・配置人数の拡充

- ・部活動指導員の配置をさらに推進するため、配置に関する予算要求や指導員の資格要件の整理、人材確保に継続して取り組む。
- ・令和5年度以降の段階的な地域移行へ向けて、スポーツ庁の地域部活動推進事業に応募し、休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究に取り組む。

⑤日本スポーツ振興センター災害共済給付制度掛金の入

金方法変更

- ・入金手数料を各学校に配当する。
 - ・日本スポーツ振興センター掛金の集金に関しては、学校のさらなる負担軽減のための方策を検討する。
- ⑥日本スポーツ振興センター災害共済給付金の給付方法変更
- ・令和3年12月申請分から、全校種で災害共済給付金を保護者口座に直接振込みとし、今後も継続する。

【視点2】

「チームとしての学校」の機能強化・環境整備

①働き方改革に向けた学校支援体制の整備

- ・多様なニーズのある児童生徒への指導・支援のための人員の資質向上や人員の確保に努めながら、積極的な派遣と活用を進め、専門性に基づくチーム体制の構築を図る。
- ・小学校の専科教員や支援員等の拡充を検討する。

②地域人材と協働する取組

（仙台版コミュニティ・スクール）

- ・「地域とともに歩む学校づくり」のさらなる推進に向けて、仙台版コミュニティ・スクールを令和4年度中にすべての市立学校・園に導入し、地域総ぐるみで児童生徒の豊かな学びの場の創出や成長を支える体制づくりを進める。
- ・地域と学校が「双方向」のよりよい関係を構築し、地域が学校の応援団となり、学校を核とした地域づくりにつなげる。
- ・学校・家庭・地域が適切な役割分担を持ち連携・協働による取組を行う。

③地域人材の活躍推進

- ・地域人材を育成する生涯学習事業を継続する。（社会学級・放課後子ども教室等）
- ・地域学校協働活動推進員の委嘱と地域学校協働活動を推進する。

④スクール・サポート・スタッフの業務内容拡大

- ・スクール・サポート・スタッフの業務内容を、拡充していくことで、教職員の業務を支援する。

⑤学校間事務連携事業の推進による事務の効率化・標準化

- ・学校間事務連携事業において、各学校の現状を整

理・把握しながら、課題の洗い出しを行い、事務負担軽減等に向けた効率化や標準化に取り組む。

【視点3】

新たな時代の働き方に向けた ICT の活用

- ① ICT を活用した業務の適正化に向けた取組
 - ・教育委員会への提出文書や報告文書を精選し、校務支援システムを活用した報告方法の工夫を検討する。
 - ・ICT を活用したアンケート方法の工夫や、簡略化を検討する。
 - ・在校時間の管理方法を検討する。
- ② ICT を活用したオンライン・オンデマンド型の研修の拡充
 - ・研修のねらいや内容と ICT ならではの良さを考慮しながら、学校で受講できるオンライン・オンデマンド型研修を拡充する。
 - ・オンデマンド型研修を取り入れ、必要時に繰り返し内容の確認ができるようにする。
- ③ソフトウェアを活用した出欠連絡
 - ・PC やスマートフォンから出欠等の連絡ができるシステムを構築し、各学校での活用を促す。
- ④市立高校・中等教育学校の統一した校務支援システムの構築
 - ・システムを適切に運用し、必要に応じてさらなる教職員の負担軽減につながるシステム改修を行う。

【視点4】

働きやすい職場環境づくり

- ①管理職・主幹教諭の学校マネジメント向上に係る研修の継続実施
 - ・必要な研修を実施し、学校の働き方改革の推進役となる管理職等の力量向上を図る。
- ②仙台市「働き方改革を進めるための取組」事例集の改訂・周知
 - ・「働き方改革を進めるための取組」事例集を改訂し、市内各校の取組の推進を図る。
- ③勤務時間の割振り変更の周知・徹底
 - ・感染症対応による業務も含め、適正な勤務時間の割振り変更を継続して実施する。
- ④学校閉庁日の継続実施

・教職員が連続した休暇の取得が可能となるよう継続して実践する。

⑤「ワーク・ライフ・バランス」の確保を目指す支援体制の充実

・仕事以外の生活と仕事の両立・調和を図るための支援の手立てや制度等について、教職員の理解が深まるように周知する。

5 おわりに

今年度の教職員の働き方改革取組指針の策定により、本市でこれまで取り組んできた働き方改革をさらに進めるとともに、数値目標の達成状況や施策の進捗状況を整理し、効果を検証しながら取組内容の見直しや改善を図る基盤が整えられた。当該指針に沿って業務内容の削減・効率化を進め、教職員にとってより働きやすい職場環境をつくり、より効果的な教育活動を実践できるようにしていきたい。